

FC アルトゥーラ防府 賛助会員規約

FC アルトゥーラ防府（以下「当クラブ」という）は、賛助会員規約を以下のとおり定める。

第1条【会員】

名称を、FC アルトゥーラ防府賛助会員（以下「会員」という）と称し、次の会員で構成される。

- (1) 団体会員：第2条に賛同する事業所・団体・法人等
- (2) 個人会員：第2条に賛同する個人

第2条【目的】

会員は、当クラブの活動・理念に賛同し、事業・活動を資金的に支援するとともに、当クラブと会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条【議決権】

会員は、当クラブの総会における議決権をもたない。

第4条【入会】

入会に当たっては、本規約を承認し、当クラブ所定の入会申込書により当クラブに申し込むものとする。

- 2 当クラブは、入会申込書の内容を審査し、当クラブの理事会の議決により入会を承認する。

第5条【規制業種または事業者】

以下のいずれかの項目に該当する業種または事業者は、入会することができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）第2条に規定する風俗営業
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) ギャンブルにかかるもの
- (6) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (8) 民事再生法及び社会更生法による再生・更生手続き中の事業者
- (9) 各種法令に違反しているもの
- (10) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

第6条【会費】

会費は、銀行振込による一括払いとする。なお、振込手数料は会員が負担するものとする。

- (1) 団体会員 1口 10,000円
- (2) 個人会員 1口 2,000円

第7条【会員の特典】

会員は、別表に示す会員種別に応じて、会員の希望により特典を受け取ることができる。特典に関する事項は、別表に定める。

(1) 団体会員 別表1

(2) 個人会員 別表2

2 団体会員が、別表1に定める特典以外の特典を希望する場合、当クラブの理事会の議決により締結条件を定め、当クラブ及び当該会員相互の合意の下、入会することができる。

第8条【会員資格の有効期間】

会員資格の有効期間は原則として、入会承認日の翌月1日から起算し、1年間とする。ただし、当クラブ及び当該会員相互の合意の下、年度初めから年度末までの1年間とすることができる。

2 当クラブは、前項に定める有効期間終了2ヶ月前に、会員に対して継続または退会の意思確認を行う。

3 会員資格は、第三者に譲渡または相続させたり、使用させたりすることはできない。

第9条【退会】

退会を希望する場合、退会1ヶ月前までに当クラブに予告し、当クラブ所定の退会届を提出する。

2 会員は、有効期間内でも本契約を解除し、退会することができる。この場合、当クラブは、既に納入された会費の払い戻しは一切行わないものとし、また、当該会員の特典については有効期間終了後まで継続するものとする。

3 契約期間終了とともに退会する場合は、前2項に準ずる。

第10条【除名】

会員が、以下のいずれかの項目に該当する場合、当クラブの役員会の議決により、当該会員を除名することができる。

(1) 本規約に違反したとき

(2) 当クラブに届け出た事項に重大な虚偽があることが判明したとき

(3) 会費の支払を怠ったとき

(4) 当クラブの名誉を著しく傷つける行為があったとき

(5) 会員としての品位または社会的信用を損なう行為があったとき

(6) 法令もしくは公序良俗に反する行為があったとき

(7) 反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう)に該当すると判明したとき

(8) その他、当クラブが会員として不相当と認める相当の事由が発生したとき

2 会員が除名された場合、いかなる理由があっても納入された会費の払い戻しは一切行わないものとし、また、当該会員の特典については即時失効するものとする。

3 会員が除名に承服できない場合、当クラブからの通告から10日以内に、書面にて異議申し立てを行うものとする。当クラブの役員会は、提出から10日以内に書面を審議し、結果を通告しなければならない。

4 当クラブの一般会員が着用するウェア類に、会員の企業ロゴのプリントを行っていた場合、ウェアの交換に必要な費用は会員が全額負担するものとする。

第11条【会員資格の喪失】

前2条に定める場合のほか、会員が以下のいずれかの項目に該当するに至った場合、その資格を喪失する。

(1) 団体会員である団体または法人が解散したとき

(2) 個人会員が死亡、もしくは失踪宣告を受けたとき

2 会員資格を喪失した場合、いかなる理由があっても納入された会費の払い戻しは行わない。

第12条【届出事項の変更】

会員は、入会申込時に届け出た内容に変更があった場合、速やかに当クラブに届け出ることとする。

2 会員が届出を怠ったことで生じた損害については、当クラブの故意または重過失による場合を除き、いかなる責任も負わない。

第13条【準拠法】

本規約に関する準拠法は、日本国法が適用されるものとする。

第14条【規約の改廃】

本規約の改廃は、理事会の議決を経て行うことができる。

2 本規約の改廃を行った場合、当クラブから会員への周知を徹底するものとする。

3 会員は、規約の改廃事項について協議の必要がある場合、当クラブからの周知後10日以内に当クラブに連絡することとする。

4 規約の改廃に関する当クラブからの周知後10日が経過した場合、規約の改廃について会員が同意したものとみなす。

第15条【発効】

本規約は、令和6年7月20日より発効する。

(別表1) 団体会員

会員種別	会費(口数) / 有効年数	特典
企業スポンサー ゴールド会員 (上限あり)	100,000 円 (10 口) 以上 / 1 年	<ul style="list-style-type: none"> ・トレーニングシャツに企業ロゴのプリント ・当クラブのホームページにバナー(大)を掲載 ・当クラブのホームページおよび SNS での紹介 ・当クラブのロゴの使用
企業スポンサー シルバー会員	50,000 円 (5 口) 以上 / 1 年	<ul style="list-style-type: none"> ・当クラブのホームページにバナー(大)を掲載 ・当クラブのホームページおよび SNS での紹介 ・当クラブのロゴの使用
企業スポンサー ブロンズ会員	10,000 円 (1 口) 以上 / 1 年	<ul style="list-style-type: none"> ・当クラブのホームページにバナー(小)を掲載 ・当クラブのホームページおよび SNS での紹介 ・当クラブのロゴの使用

※団体会員が、別表1に定める特典以外の特典を希望する場合、当クラブの理事会の議決により締結条件を定め、当クラブ及び当該賛助会員相互の合意の下、入会することができます。

※トレーニングシャツへの企業ロゴについては、青少年健全育成の観点から、相談・吟味させていただく場合がございます。

※ホームページに掲載するバナーは、原則会員が制作するものとし、データ作成にかかる費用は会員負担となります。バナーについては、大が横 1000px×縦 200px、小が横 500px×縦 200px のサイズで作成してください。バナーのデータは、当クラブにメール (fc.altura.hofu@gmail.com 宛) で提出してください。バナーを掲載する位置については、当クラブの一任とさせていただきます。掲載順は、原則口数が多い順、かつ申込順とします。

(別表2) 個人会員

会員種別	会費(口数) / 有効年数	特典
個人サポーター	2,000 円 (1 口) 以上 / 1 年	<ul style="list-style-type: none"> ・当クラブのホームページに御芳名の掲載 ※当クラブグッズの進呈 (5,000 円ごと 1 個)

※ホームページへの御芳名の掲載順は、原則口数が多い順、かつ申込順とします。